

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告示

○平成25年北海道准看護師試験の実施…………… (医療業務課)	55
○土地改良法による国営換地処分…………… (農業施設管理課)	56
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	56
○森林法による通知に代える公示…………… (治山課)	57
○道路の供用の開始…………… (道路課)	57
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	57

告示

北海道告示第628号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成25年准看護師試験を次のとおり実施する。

平成24年10月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 試験会場

- | | |
|---|------------------|
| (1) 北海道第2水産ビル | 札幌市中央区北3条西7丁目1番地 |
| (2) 北海道渡島総合振興局合同庁舎 | 函館市美原4丁目6番16号 |
| (3) 苫小牧市民会館 | 苫小牧市旭町3丁目2番2号 |
| (4) 北海道上川総合振興局合同庁舎 | 旭川市永山6条19丁目1番1号 |
| (5) 北海道オホーツク総合振興局保健環境部
北見地域保健室（北海道北見保健所） | 北見市青葉町6番6号 |
| (6) 帯広市医師会館 | 帯広市東3条南11丁目2番地 |

2 試験の期日

平成25年2月13日（水）午後1時から午後3時30分まで（2時間30分）

3 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

護、母子看護及び精神看護

4 受験資格

- (1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成25年3月31日までに修業見込みの者を含む。）
- (2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成25年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成25年3月31日までに修業見込みの者を含む。）
- (4) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成25年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）
- (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が(3)若しくは(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者
- (6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、知事が(1)若しくは(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

5 受験願書等の提出先及び提出期間

(1) 提出先

ア 道内（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く。）に住所がある者については、最寄りの総合振興局又は振興局の保健環境部保健行政室又は地域保健室

イ 札幌市、小樽市、函館市及び旭川市に住所がある者については、その市の保健所

ウ 道外に住所がある者については、北海道保健福祉部医療政策局医療業務課（郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話（直通）011-204-5251又は（代表）011-231-4111 内線 25-361）

- (2) 提出期間 平成24年12月3日（月）から同月7日（金）まで（各提出先の就業時間中）とする。ただし、郵便による場合は、同月7日（金）までの通信日付印のあるものを有効とする。

6 提出書類

次に掲げる書類を添付した受験願書を提出すること。

- (1) 4の(1)から(4)までに該当する者にあつては、修業（見込）証明書又は卒業（見込）証明書
- (2) 4の(5)に該当する者にあつては、厚生労働大臣が交付した看護師国家試験受験資格認定（見込）書の写し（原本を提示すること。）
この場合、看護師国家試験資格認定見込書の写しを提出した者にあつては、平成25年3月8日（金）までに北海道保健福祉部医療政策局医療業務課へ看護師国家試験受験資格認定書の写し（原本を提示すること。）を提出すること。 1通
- (3) 4の(6)に該当する者にあつては、知事が交付した准看護師試験受験資格認定書の写し

1 通

(4) 写真

提出前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルの写真を受験願書の所定欄に貼り付けること。

7 受験手数料

6,900円

なお、受講手数料は北海道収入証紙を受験願書の所定欄に貼り付け、出願者の印章又は署名により消印すること。ただし、道外の受験者で北海道収入証紙が入手できない場合は、定額小為替又は普通為替によることができる。

8 受験票の交付

受験願書を受理したときは、試験会場及び受験上の留意事項を記載した受験票を試験のおおむね1週間前までに出願者に送付する。

9 合格の発表

(1) 発表日 平成25年3月12日(火)

(2) 閲覧場所 北海道保健福祉部医療政策局医療業務課、各総合振興局及び振興局の保健環境部保健行政室及び地域保健室並びに小樽市保健所

10 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付(郵送)する。ただし、6の(1)の書類として修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者は、平成25年3月8日(金)までに北海道保健福祉部医療政策局医療業務課へ修業証明書又は卒業証明書(以下「卒業証明書等」という。)を提出すること。

なお、平成25年3月8日(金)までに卒業証明書等を提出することができない者については、平成25年3月29日(金)午後5時30分までに北海道保健福祉部医療政策局医療業務課へ卒業証明書等を提出すること。

また、平成25年3月29日(金)までに卒業証明書等の提出がない場合は、当該受験は無効とする。

11 試験結果の口頭開示

受験者本人から口頭による開示請求があった場合、次により試験結果を開示する。

(1) 開示する内容 総合得点

(2) 開示を行う期間 平成25年3月12日(火)から同年4月11日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 開示を行う場所 北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局(石狩振興局を除く。)の行政情報コーナー

(4) 口頭による開示請求に必要な書類

受験者本人であることを証明するもの(運転免許証、旅券等)を持参すること。

(5) 口頭による開示請求を行うことができる者は受験者本人に限る。

また、電話での口頭による開示請求は行うことができない。

12 受験者の取扱い

(1) 受験者は原則として道内に住所地がある者とする。

(2) 道外に住所地がある者で、受験を希望する場合は、あらかじめ電話で北海道保健福祉部医療政策局医療業務課に申し込むこと。

(3) 試験会場の収容人数には制限があるため、受験会場の希望に添えない場合がある。

また、受験者数の調整を行う必要が生じた場合は、道内の准看護師学校養成所を卒業した者(卒業見込みの者を含む。)及び道内在住者を優先する。

13 その他

(1) 受験願書用紙は、北海道保健福祉部医療政策局医療業務課並びに道内の最寄りの総合振興局及び振興局の保健環境部保健行政室及び地域保健室において配布する。

(2) 受験願書用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書」と朱書きして、120円分の郵便切手(1部の場合)を貼った宛先明記の返信用封筒(角2号)を同封の上、北海道保健福祉部医療政策局医療業務課又は道内の最寄りの総合振興局若しくは振興局の保健環境部保健行政室若しくは地域保健室に請求すること。

(3) 視覚・聴覚・音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成24年11月30日(金)までに北海道保健福祉部医療政策局医療業務課まで申し出ること。

(4) 悪天候等による試験の開始時刻繰下げ等の連絡事項がある場合は、北海道保健福祉部医療政策局医療業務課のホームページ(アドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/index.htm>)に掲載する。

北海道告示第629号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、由仁町由仁地区(2工区)の換地処分をした。

平成24年10月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第630号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年10月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 稚内市(次の図に示す部分に限る。)

の所在場所

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第631号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を様似町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成24年北海道告示第612号のとおりである。

平成24年10月30日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

様似郡様似町字旭165の1 所在の森林について抵当権を有する 幌泉殖産株式会社

北海道告示第632号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道留萌振興局留萌建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成24年10月30日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 増毛稲田線	増毛郡増毛町御料1827番地先から同郡増毛町御料1692番1地先まで	平成24.11.1 午前10時

総合振興局告示及び
振興局告示

北海道宗谷総合振興局告示第8号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成24年10月30日

北海道宗谷総合振興局長 吉田 浩史

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

道道元地香深線交付金地方道工事（トンネル工）（債務） L=1,489m W=6.5m

2 落札を決定した日

平成24年10月12日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 大成・岩倉・藤特定建設工事共同企業体

(2) 住所 東京都新宿区西新宿1丁目25番1号

4 落札金額

3,886,500,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成24年6月19日付け北海道宗谷総合振興局告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室入札契約課

(2) 所在地 稚内市末広4丁目2番27号